

○総務省令第六十八号

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十四日

総務大臣 新藤 義孝

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令

第十条第一項第一号中「方法」の下に「（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「端末機器に」を「端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に」に改め、「当該端末機器」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所（表示を付す面積が確保できないもの）にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないもの）にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第二十二条第一項第一号中「方法」の下に「（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「端末機器に」を「端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に」に改め、「当該端末機器」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が

確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所
に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第二十九条第一項第一号中「方法」の下に「(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「端末機器に」を「端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に」に改め、「当該端末機器」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所

に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第三十八条第一項第一号中「方法」の下に「(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「端末機器に」を「端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に」に改め、「当該端末機器」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第四十三条第一項第一号中「方法」の下に「（当該表示を付す面積が確保できない特定端末機器にあつては、当該特定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定端末機器に」を「特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に」に改め、「当該特定端末機器」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適

合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

様式第七号注1及び様式第十四号注1を次のように改める。

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の四第三号中「法第五十三条第二項（法第四百四条第四項において準用する場合を含む。

）」、法第五十八条（法第四百四条第七項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条並びに法第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）を「適合表示端末機器」に改める。

(工事担任者規則の一部改正)

第三条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「法第五十三条第二項（法第四百四条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十八条（法第四百四条第七項において準用する場合を含む。）若しくは法第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条又は法第四百四条第四項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）」を「適合表示端末機器」に改める。